

委 託 契 約 書 (案)

長野県知事 阿部守一（以下「委託者」という。）と_____（以下「受託者」という。）は、次の条項により、長野県スマートハイランドデータ連携基盤構築業務に関する委託契約を締結する。

（総則）

第 1 条 委託者と受託者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（秘密の保持）

第 1 条の 2 受託者は、本契約の履行に際し知り得た委託者の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

（委託業務）

第 2 条 委託業務の名称及び内容は、次のとおりとする。

(1) 業務の名称 長野県スマートハイランドデータ連携基盤構築業務

(2) 業務の内容 長野県スマートハイランドデータ連携基盤構築業務仕様書のとおり

（履行期間）

第 3 条 委託業務の履行期間は、契約日から令和 5 年 3 月 10 日までとする。

（委託料）

第 4 条 委託料は、_____円とする。

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額_____円）

（契約保証金）※ありの場合

第 5 条 受託者は、契約保証金_____円をこの契約締結と同時に委託者に支払うものとする。

2 委託者は、第 7 条第 2 項の規定により検査に合格し、委託業務完了報告書（成果品）の引渡しを受けた後、速やかに契約保証金を返還するものとする。

3 契約保証金には、利子を付さないものとする。

（契約保証金）※なしの場合

第 5 条 契約保証金は_____円とし、財務規則第 143 条第 3 号の規定によりその納付は免除する。ただし、受託者が契約を履行しないときは、契約保証金に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

（委託業務の処理方法等）

第 6 条 受託者は、別添の仕様書に基づき委託業務を実施しなければならない。

2 受託者は、前項の要領、仕様書に定めのない事項については、委託者の指示を受け委託業務を実施しなければならない。

3 受託者は、委託業務を開始したときは、その旨を委託者に届出なければならない。

4 受託者は、委託者から請求があったときは、委託業務の進捗状況について委託者に報告しなければならない。

（業務完了報告及び検査）

第 7 条 受託者は、委託業務完了後 10 日以内に委託業務完了報告書及び仕様書に示す成果品を委託者に提出しなければならない。

- 2 委託者又は委託者が検査を行う者として定めた者（以下、「検査職員」という。）は、前項の報告書の提出があったときは、10日以内に受託者の立ち会いの上で検査職員の定めるところによりその検査を行い、合格したときは引渡しを受けるものとする。
- 3 検査職員は、必要があると認めるときは、受託者が履行を完了する前に、受託者の作業場所又は検査職員の指示する場所で検査を行うことができる。
- 4 受託者は、前項の規定による検査の結果不合格となったときは、検査職員の指定する日までに補正して提出し、再度検査を受けなければならない。
- 5 前2項の規定による検査に直接要する費用は受託者の負担とする。

（納入期限及び納入場所）

第8条 納入期限及び納入場所は、仕様書のとおりとする。

- 2 受託者は、前項の条件のとおり成果品を納入することとする。

（所有権の移転）

第9条 この契約に基づく成果品の所有権は、第7条に規定する委託者の検査に合格し、委託者が成果品を受領したときに受託者から委託者に移転するものとする。

- 2 前項の規定により成果品の所有権が委託者に移転したときに、委託者は受託者の責めに帰すべからざる事由による成果品の滅失、毀損等の責任を負担するものとする。

（委託料の支払）

第10条 委託者は、第7条の規定により引渡しを受けた後、受託者から適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。

- 2 委託者が、その責に帰すべき事由により、第7条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その遅延日数は、前項に規定する日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が30日を超えるときは、前項に規定する期間は、遅延日数が30日を超えた日に満了したものとみなす。

（前金払）

第11条 受託者は、前条の規定にかかわらず、委託料の10分の3に相当する額の範囲内において、委託業務の実施に必要な費用の前金払を委託者に請求することができるものとする。

（経費内訳の調査）

第12条 受託者は、この契約の履行に係る要精算経費（一般管理費以外の経費をいう。以下同じ）について他の経費と区別して、その出納を明らかにするものとする。

- 2 受託者は、経費の支出額を用途別に区分して、かつ、その支出内容を証する書類を整理して、請負期間の属する年度の終了日の翌日から起算して5年間保管するものとする。
- 3 委託者は、必要があると認めるときは、経費の用途についての報告を求め、また実地に調査できるものとする。

（危険負担）

第13条 第7条の規定による引渡し前に生じた成果品の亡失又はき損による損害は、受託者の負担とする。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者の負担とする。

（契約不適合責任）

第14条 受託者は、成果品の引渡し後1年間に、当該成果品に直ちに発見することができない、種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものが発見されたときは、委託者の指定

する日までに、自らの負担において当該成果品を修補し、又は代品を納入しなければならない。

(権利義務の譲渡、承継)

第15条 受託者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(再委託の禁止)

第16条 受託者は、本契約の全部を第三者（以下、「再委託者」という。）に委託することはできないものとする。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、本契約の一部を再委託する場合は、受託者は、あらかじめ再委託者の住所、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額について記載した書面を委託者又は委託者の指定する者に提出し、委託者の承認を受けなければならない。

なお、受託者は、委託者から承認を受けた内容を変更しようとするとき、あるいは、再委託者が更に再委託する場合についても同様に委託者の承認を受けなければならない。

2 受託者は、本契約の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、委託者に対して全ての責任を負うものとする。

3 受託者は、本契約の一部を再委託するときは、受託者がこの契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

(秘密の保持)

第17条 受託者は、本契約の履行に際し知り得た委託者の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

(貸与品)

第18条 委託業務の実施に必要な機械器具等があり、かつ委託者と受託者間で貸与の合意がなされた場合は、受託者に無償で貸与するものとする。

2 受託者は、前項の貸与品の引渡しを受けたときは、委託者に借用書を提出するものとし、貸与期間中は、貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 受託者は、委託業務が完了したときは、貸与品を委託者に返還しなければならない。この場合、委託者は受託者の立ち会いの上で貸与品の検査を行うものとする。

4 受託者は、その責に帰すべき事由により、貸与品を滅失又はき損したときは、代品を納入し、又は修理その他原状回復に必要な費用を委託者に支払わなければならない。

(契約内容の変更)

第19条 委託者は、契約の履行が完了するまでの間において、必要があると認めるときは、納入期限、納入場所、仕様書等の内容その他受託者の義務に関し、この契約に定めるところを変更するため、受託者と協議することができる。

2 前項の規定により協議が行われる場合、受託者は、見積書等委託者が必要とする書類を作成し、速やかに委託者に提出するものとする。

3 受託者は、この契約により委託者のなすべき行為が遅延した場合において、必要があるときは、納入期限を変更するため、委託者と協議することができる。

4 委託者は、第1項の変更により受託者に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(知的財産権)

第20条 受託者は、成果品の利用、収益及び処分が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証する。受託者は、第三者の知的財産権の侵害に関する請求、訴訟等により委託者に生じる一切の損害を賠償するものとする。

2 受託者は、仕様書等に知的財産権に関する特別な定めがあるときは、これに従うものとする。

(契約解除)

第21条 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

(1) 受託者が、第3条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は完了することができないことが明らかと認められるとき。

(2) 受託者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から委託者が受けたとき。

(3) 前各号の場合のほか、受託者がこの契約に違反したとき。ただし、違反の内容が軽微であるときは、この限りでない。

(談合その他の不正行為による解除)

第21条の2 委託者は、受託者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(2) 受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

(再委託契約に関する契約解除)

第21条の3 委託者は、この契約の受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）が暴力団等に該当する旨の通報を警察当局から受けた場合、受託者に対して再委託契約の解除を求めることができる。

2 委託者は、受託者が前項の規定に従わなかった場合、この契約を解除することができる。

(債務不履行の損害賠償)

第22条 受託者は、その責に帰すべき事由により、第3条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は第7条第1項に規定する期限までに委託業務完了報告書（成果品）を提出しないときは、当該期限の翌日から委託業務を完了した日又は委託業務完了報告書（成果品）を提出した日までの日数に応じ、委託料に対し年2.5%の割合で計算した額の遅延損害金を委託者に支払わなければならない。

2 委託者は、その責に帰すべき事由により、第10条第1項に規定する期限までに委託料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、委託料に対し年2.5%の割合で計算した額の遅延利息を受託者に支払わなければならない。

3 受託者は、第14条の場合において、委託者に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として委託者に支払わなければならない。

- 4 受託者は、第21条から第21条の3までの規定により契約が解除されたときは、第5条第1項に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として委託者に支払わなければならない。
- 5 委託者は、前項の場合において、第5条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。
- 6 受託者は、第1項又は第4項の場合において、委託者の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても委託者に支払わなければならない。

(賠償の予約)

第23条 受託者は、第21条の2の各号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かを問わず、契約保証金の2倍に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第21条の2第1号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売であるとき、その他委託者が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第24条 受託者は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(疑義の解決)

第25条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、委託者と受託者が両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年 月 日

委託者 住 所
職・氏名

長野県長野市大字南長野字幅下692-2
長野県知事 阿部 守一 印

受託者 住 所
職・氏名

印